

さいたま市健康づくり・食育推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康増進計画及び食育推進計画を市民、民間団体、関係機関、事業者、行政等が一体となって総合的に推進するため、さいたま市健康づくり・食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 本市の健康増進計画及び食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 健康増進計画及び食育推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 健康づくり及び食育の推進に関すること。
- (4) 健康づくり及び食育に関し情報の収集及び共有並びに市民への周知に関すること。
- (5) その他健康づくり及び食育に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) 職域団体関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は就任日の翌年度末とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、原則として公開するものとする。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、保健衛生局保健部保健衛生総務課を事務局とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(さいたま市健康づくり推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 さいたま市健康づくり推進協議会設置要綱は、廃止する。
(さいたま市食育推進協議会設置要綱の廃止)
- 3 さいたま市食育推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。